

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業の事業者登録申請について（募集要項）

奈良市では、「奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則」に従い、事業を執行するにあたり、事業者登録をしていただく必要があります。

この事業は対象者がカタログから商品を選択し、商品の支給を2箇月に1度受けるというものです。事業者は対象者向けのカタログを作成及び配布し、対象者からの注文を受けた紙おむつ等を配達するとともに、その専門性やノウハウ等を活用し、紙おむつ等の商品や使用方法等に関する相談に対応し、当該要介護者及びその家族の身体的、精神的および経済的負担の軽減を図ります。

1. 参加資格

福祉業務である本事業にふさわしい社会理念をもち、対象者への配慮や社員教育等が行き届いており、かつ、効率的な事業運営を信義に従って実施することができる事業者であること。

- (1) 支給品目の確保が容易にできること。
- (2) 本事業と同等の事業実績があること。
- (3) 奈良市内全域に配達が可能であること。
- (4) 奈良市物品購入等入札参加資格者名簿に登録しており、入札参加停止の処置を受けていないこと。または、登録申請日において、引き続き1年以上当該事業を営んでおり、国税・地方税に未納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないことその他、契約相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 個人情報保護の内部規定を定めていること。

2. 申請について

(1) スケジュール（予定）

| 内 容 | 日 程 |
|--------------|---------------------------|
| 周知期間 | 令和8年2月12日（木）～令和8年2月26日（木） |
| 申請受付期間 | 令和8年2月12日（木）～令和8年2月26日（木） |
| 登録 | 令和8年3月6日（金）頃 |
| カタログ作成/提出（市） | 令和8年3月25日（水）頃 |
| 注文受付（初回） | 令和8年4月1日（水）～令和8年4月14日（火） |
| 配達開始（初回） | 令和8年4月15日（水）～月末 |

(2) 申請場所

奈良市福祉部長寿福祉課に持参、郵送、電子メールのいずれかで提出してください。

提出先電子メールアドレス：choujufukushi@city.nara.lg.jp

※郵送もしくは電子メールで提出する場合は、提出した旨を長寿福祉課までご連絡ください。

(3) 申請受付期間

令和8年2月12日（木） ～ 令和8年2月26日（木）

午前9時～午後5時

(4) 申請書類（各1部）

①奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業者登録申請書（様式1）

②事業者概要（様式2）

③過去における同等の事業の契約実績調書（様式3）

④取組方針・本業務の実施体制（様式4）

⑤取扱い希望商品一覧（様式5）

⑥奈良市物品購入等入札参加資格者でないものにあつては、以下の書類

ア) 納税証明書の写し

・奈良市内の業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）

[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年分の市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税（申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分）

・奈良市外の事業者 [国税納税地を管轄する税務署で証明]

その3、その3の2又はその3の3

イ) 商業登記履歴事項全部事項証明書の写し（発行3箇月以内のもの。）

ウ) 印鑑登録証明書（原本）（発行3箇月以内のもの。）

⑦役員名簿（様式6）

3. 委託業務概要

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則に基づき、奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業における業務委託仕様書（案）のとおりとする。

4. 契約方法

業務委託契約による。

※ 事業者は、利用者の発注管理、商品提供、配送、その他介護用品にかかる費用全てを勘案して商品ごとの単価を設定すること。契約は業務委託契約とする。

5. 委託契約期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

6. 登録の決定について

長寿福祉課において審査のうえ、申請期間終了日から1週間を目途に登録の可否について通知します。

7. その他

- (1) 正式な登録は、議会の議決後になります。
- (2) この募集要項は概略を示したものであり、今後軽微な変更の可能性があります。
- (3) 申請に関する経費は申請者の負担とし、提出いただいた資料は、審査以外の目的で使用することはありません。なお、提出いただいた資料は返却できませんのでご注意ください。
- (4) 申請書の提出をもって、規則及び仕様書の記載内容に同意したものとします。
- (5) 質問がある場合は指定する質問書様式でもって質問を受け付けることとします。
- (6) 対象者は奈良市に申請があり、規則に基づき認定された者を対象者とし、配達月（偶数月）の月平均は270人前後となる見込みです。